

広島文教大学授業科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、広島文教大学（以下「本学」という。）学則第11条第3項及び第49条第3項の規定に基づき、授業科目の履修及び学業成績の基準について必要な事項を定める。

(履修科目の登録方法)

第2条 学生は、当該年度始めに年間履修計画を作成し、所定の期間（以下「履修登録期間」という。）内に、前期と後期それぞれ履修しようとする科目を履修登録システム（呼称：ユニバーサルパスポート）により、登録しなければならない。

2 既に単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

第3条 履修登録変更期間終了後、登録が確定した履修科目を変更しようとするときは、別に定める様式（履修登録追加・削除願）により願い出なければならない。

2 履修登録期間終了後に、病気等のやむを得ない事由で、学生から履修取消しの申請があった場合、大学はこれを許可することがある。

(他学部、他学科及び他専攻の専門教育科目の履修)

第4条 学生は、所属する学科等の専門教育科目のほかに、他学部、他学科及び他専攻の専門教育科目を履修（以下「他学部等履修」という。）することができる。

2 他学部等履修が可能な専門教育科目は、その科目を開講する学科で検討し、学科長が決定し、シラバスに明示する。

3 他学部等履修により修得した単位は、教養教育科目の単位として認定する。

(高等学校における本学開講授業科目の履修)

第5条 本学附属高等学校（以下「高等学校」という。）に在籍する生徒は、本学教員による本学指定の授業科目を履修することができる。

(履修単位の上限)

第6条 各学期に履修できる単位数は、卒業に必要な単位数に含まれない自由科目、教養教育科目のうち、「大学での学びa」、「大学での学びb」、キャリア形成科目群、及び集中講義科目の単位数を除き、原則として24単位以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、所属学科において優秀な成績を修めたと認められ、前年度のGPAが3.2以上の者は、履修登録期間終了までに所属学科長に願い出て承認を得ることで、各学期に履修できる単位数を以下のとおりすることができる。ただし、前年度中に休学がある者を除く。

(1) 年度GPAが3.5以上の者 28単位以内

(2) 年度GPAが3.2以上の者 26単位以内

(卒業要件)

第7条 本学を卒業するためには、次の各号を同時に満たしていなければならない。

(1) 所属する学部等で指定する次の単位を修得していなければならない。

なお、人間科学部グローバルコミュニケーション学科にあつては、指定する単位の取得と併せて本学在学中に4ヶ月以上、外国の大学へ留学しなければならない。

また、卒業に必要な単位数の中には、他学部、他学科及び他専攻の専門教育科目を30単位まで含めることができる。

(2) 卒業時において、通算GPA値は1.2以上でなければならない。ただし、卒業研究の成績評価が「良」以上の場合はこの限りでない。

教育学部

学 科 目				単 位 数			
教養教育科目	人間学科目群		4 単位以上		左記 30 単位を含めて、 合計 32 単位以上	左記 97 単位に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の中から 31 単位以上 なお、教養教育科目の中から卒業資格に関する単位として認定されるのは 62 単位まで	
	現代教養科目群		A	現代教養科目群（A～C）及び国際教育系Ⅰ（必修 4 単位含む）の中から、合計 20 単位以上			
			B				
			C				
	スキル教育科目群	国際教育系Ⅰ		—			
		国際教育系Ⅱ					—
		情報教育系					4 単位以上
		生涯教育系					2 単位以上
キャリア形成科目群			—				
専門教育科目			65 単位以上				
卒業に必要な単位数			128 単位以上				

人間科学部

学 科 目				単 位 数			
教養教育科目	人間学科目群		4 単位以上		左記 30 単位を含めて、 合計 32 単位以上	左記 94 単位に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の中から 30 単位以上 なお、教養教育科目の中から卒業資格に関する単位として認定されるのは 62 単位まで	
	現代教養科目群		A	現代教養科目群（A～C）及び国際教育系Ⅰ（必修 4 単位含む）の中から、合計 20 単位以上			
			B				
			C				
	スキル教育科目群	国際教育系Ⅰ		—			
		国際教育系Ⅱ					
		情報教育系					
		生涯教育系					
	キャリア形成科目群		—				
専門教育科目			62 単位以上				
卒業に必要な単位数			124 単位以上				

2 教養教育科目の中から、卒業資格に関する単位として認定されるのは、最高 62 単位までとする。

- 3 専門教育科目とは、学生が所属する学科の定めた科目をいう。
- 4 卒業に必要な単位数の中には、第1項のほかに、他学部、他学科及び他専攻の専門教育科目（本学附属高等学校における本学開講授業科目を含む。）を30単位まで履修することができる。

（卒業研究）

第8条 卒業研究は、次のとおりとする。

- (1) 卒業研究の内容は、倫理上の問題が生じることのないよう指導教員に十分な指導を受け、特に人間を直接対象とする研究については、研究協力者の人権擁護に十分配慮しなければならない。
 - (2) 卒業研究は、指定された期日までに、所属する学科の長に提出しなければならない。
 - (3) 卒業研究を提出後、発表会又は口頭試問等をふまえて成績評価（秀、優、良、可、不可）を行うものとする。
 - (4) 卒業研究の様式は、各学科の規定に従うものとする。
- 2 年度末に卒業研究の成績評価が「不可」で卒業できなかった者（以下「卒業延期者」という。）が次年度前期に再受講した場合、成績評価が「可」以上であれば、当該期末に卒業判定を受けることができる。

（成績評価）

第9条 各科目の成績評価は、試験成績及び出席状況等を総合して行う。

- 2 成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。これを表示するときは、次のとおりとする。

成績評価	表 示	成 績
秀	S	90～100 点
優	A	80～89 点
良	B	70～79 点
可	C	60～69 点
不可	D	60 点未満

- 3 前項の表示以外については、次のとおりとする。
- (1) 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の65%に満たない者には、原則として、当該学期又は学年における当該科目の成績は「失格」とし、「E」と表示する。ただし、欠席の事情によっては、当該学期又は学年における当該科目の成績評価の対象とすることもある。
 - (2) 実習や留学等の理由により、当該学期又は学年内に成績評価を行うことが困難な場合、当該科目の成績は「保留」とし、「H」と表示する。
 - (3) 入学前の既修単位として認定した場合、当該科目の成績は「認定」とし、「I」と表示する。

(追試験)

第 10 条 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者は、受験できなかった科目について、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、受験できなかった事由を証する書類を添えた欠席届を、試験を欠席した日から原則として、7 日以内に当該授業科目担当者に提出し、追試験実施の承認を得、当該科目が開講された学期内に追試験を受けなければならない。

3 追試験は、1 回に限り、これを認める。

4 追試験受験者に対する成績評価の提出は、定期試験受験者と同様とする。

(再試験)

第 11 条 不合格となった授業科目がある者は、当該科目の再試験を願い出ることができる。

2 再試験を受けようとする者は、当該科目が開講された次の学期内に当該授業科目担当者に願い出て、再試験実施の承認を得、承認を得た学期内に再試験を受けることができる。

3 再試験受験者は、再試験手数料として、1,000 円を納入しなければならない。

4 再試験は、1 回に限り、これを認める。

5 再試験受験者に対する成績評価は、可あるいは不可とする。

6 再試験受験者に対する成績評価の提出は、再試験実施学期内に行う。

第 12 条 その他、授業科目履修に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正規程の施行の際、現に在学する学生にかかる規定の適用については、なお、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教女子大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教女子大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の入学生にあつては、改正後の広島文教大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。